

救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用（告示） 新旧対照表

新	旧
救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用 令和7年●月●日川崎市告示第●号 1 救助の程度、方法及び期間 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。 (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与 ア 避難所 (ウ) 避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1人1日当たり<u>360円</u>以内とする。 (エ) <u>福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。）を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。</u> イ 応急仮設住宅 (ア) 建設型応急住宅 b 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置の	救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用 令和元年6月28日川崎市告示第94号 1 救助の程度、方法及び期間 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。 (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与 ア 避難所 (ウ) 避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1人1日当たり<u>350円</u>以内とする。 (エ) <u>福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」というものであって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。</u> イ 応急仮設住宅 (ア) 建設型応急住宅 b 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置の

新							旧						
ために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、 附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費と して、<u>708万9,000円</u>以内とすること。 d 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構 造及び設備を有し、<u>高齢者、障害者等</u>であって日常の生活 上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。） を建設型応急住宅として設置できること。							ために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、 附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費と して、<u>688万3,000円</u>以内とすること。 d 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造 及び設備を有し、<u>高齢者等</u>であって日常の生活上特別な配慮 を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急 住宅として設置できること。						
(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給							(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給						
ア 炊き出しその他による食品の給与							ア 炊き出しその他による食品の給与						
(ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する 費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,390円</u> 以内とする。							(ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する 費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,330円</u> 以内とする。						
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与							(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与						
ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費 用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内と する。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定す る。							ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する 費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以 内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって 決定する。						
(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯							(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯						
季別 \ 世帯 区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人 以上の世帯	季別 \ 世帯 区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人 以上の世帯
夏季(4月から9月ま での期間をいう。以下 同じ。)	<u>20,300円</u>	<u>26,100円</u>	<u>38,700円</u>	<u>46,200円</u>	<u>58,500円</u>	<u>58,500円</u> に5人 を超える世帯員 1人につき <u>8,500 円</u> を加算した額	夏季(4月から9月ま での期間をいう。以下 同じ。)	<u>19,800円</u>	<u>25,400円</u>	<u>37,700円</u>	<u>45,000円</u>	<u>57,000円</u>	<u>57,000円</u> に5人 を超える世帯員 1人につき <u>8,300 円</u> を加算した額
冬季(10月から3月ま での期間をいう。以下 同じ。)	<u>33,700円</u>	<u>43,500円</u>	<u>60,600円</u>	<u>70,900円</u>	<u>89,300円</u>	<u>89,300円</u> に5人 を超える世帯員 1人につき <u>12,300円</u> を加算 した額	冬季(10月から3月ま での期間をいう。以下 同じ。)	<u>32,800円</u>	<u>42,400円</u>	<u>59,000円</u>	<u>69,000円</u>	<u>87,000円</u>	<u>87,000円</u> に5人 を超える世帯員 1人につき <u>12,000円</u> を加算 した額

新							旧						
(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯							(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯						
季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯	季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員が6人以上の世帯
夏季	6,700 円	8,900 円	13,400 円	16,300 円	20,500 円	20,500 円に5人を超える世帯員1人につき 2,900 円を加算した額	夏季	6,500 円	8,700 円	13,000 円	15,900 円	20,000 円	20,000 円に5人を超える世帯員1人につき 2,800 円を加算した額
冬季	10,700 円	14,000 円	19,900 円	23,600 円	29,800 円	29,800 円に5人を超える世帯員1人につき 3,900 円を加算した額	冬季	10,400 円	13,600 円	19,400 円	23,000 円	29,000 円	29,000 円に5人を超える世帯員1人につき 3,800 円を加算した額
(6) 福祉サービスの提供							(新設)						
ア 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものであること。													
イ 都道府県知事等（法第3条に規定する「都道府県知事等」をいう。）又は災害発生市町村等（法第11条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものであること。													
ウ 次の範囲内において行うこと。													
(ア) 災害時要配慮者に関する情報の把握													
(イ) 災害時要配慮者からの相談対応													
(ウ) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援													
(エ) 災害時要配慮者の避難所への誘導													
(オ) 福祉避難所の設置（法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。）													
エ 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号（ア）から（エ）までの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号													

新	旧
<u>(オ) の場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。</u> <u>オ 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。</u> (7) 被災した住宅の応急修理 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (イ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり <u>5万3,900円以内とすること。</u> イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (イ) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。 a bに掲げる世帯以外の世帯 <u>73万9,000円</u> b 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>35万8,000円</u> (8) 学用品の給与 ウ 学用品の給与のため支出する費用は、次の額以内とする。 (イ) 文房具及び通学用品費 小学校児童1人当たり <u>5,500円</u> 中学校生徒1人当たり <u>5,800円</u> 高等学校等生徒1人当たり <u>6,300円</u> (9) 埋葬	(6) 被災した住宅の応急修理 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (イ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり <u>5万1,500円以内とすること。</u> イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (イ) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。 a bに掲げる世帯以外の世帯 <u>71万7,000円</u> b 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>34万8,000円</u> (7) 学用品の給与 ウ 学用品の給与のため支出する費用は、次の額以内とする。 (イ) 文房具及び通学用品費 小学校児童1人当たり <u>5,200円</u> 中学校生徒1人当たり <u>5,500円</u> 高等学校等生徒1人当たり <u>6,000円</u> (8) 埋葬

新	旧
ウ 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人<u>23万2,200円</u>以内、小人<u>18万5,700円</u>以内とする。 (10) 死体の搜索 ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 イ 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。 ウ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。 (11) 死体の処理 エ 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。 (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり<u>3,700円</u>以内とする。 (イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり<u>5,900円</u>以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。 (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去 イ 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他	ウ 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人 <u>22万6,100円</u>以内、小人 <u>18万800円</u>以内とする。 (9) 死体の搜索 ア 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 イ 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。 ウ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。 (10) 死体の処理 エ 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。 (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり<u>3,600円</u>以内とする。 (イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり<u>5,700円</u>以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。 (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去 イ 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他

新	旧
除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が<u>14万3,900円</u>以内とする。 (13) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用 ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる範囲とする。 (ア) 被災者（法第4条第2項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援 (イ) 医療及び助産 (ウ) 被災者の救出 <u>(エ) 福祉サービスの提供</u> <u>(オ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</u> (カ) 死体の搜索 (キ) 死体の処理 (ク) 救済用物資の整理配分 2 実費弁償 実費弁償は、次のとおりとする。 (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。） <u>第4条第1号から第5号までに規定する者</u> (2) 政令<u>第4条第6号から第11号までに規定する者</u>	他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が <u>14万円</u>以内とする。 (12) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用 ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる範囲とする。 (ア) 被災者（法第4条第2項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援 (イ) 医療及び助産 (ウ) 被災者の救出 <u>(エ) 飲料水の供給</u> <u>(オ) 死体の搜索</u> <u>(カ) 死体の処理</u> <u>(キ) 救済用物資の整理配分</u> 2 実費弁償 実費弁償は、次のとおりとする。 (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。） <u>第4条第1号から第4号までに規定する者</u> (2) 政令<u>第4条第5号から第10号までに規定する者</u>